

費用弁償について

1. 費用弁償の推移

(単位:円)

年度	昭55	平2	平11
一人当たり日額	3,000	4,000	2,000

2. 各区分の平均との比較

※呉市議会事務局の調査による:R1.6現在

区分	費用弁償		
中核市 58市 ※平均人口372,179人	有	22 (定額6)	37.9%
	無	36	62.1%
20~30万未満都市 (中核市を含む)46市 ※平均人口248,721人	有	18 (定額7)	39.1%
	無	28	60.9%
県内市 14市	有	11 (定額1)	78.6%
	無	3	21.4%
呉市	日額2,000円		

3. 費用弁償

中核市，20～30万未満都市（中核市を含む），県内市

①中核市

市 名		費用弁償	
		日額	廃止年月日
北海道	函館市	交通費の実費相当額	
北海道	旭川市		平成19年2月
青森県	青森市		平成29年4月
青森県	八戸市		平成29年1月
岩手県	盛岡市	住居から本庁舎までの距離に応じ，300～4,000円（2km未満は支給なし）	
秋田県	秋田市		平成25年4月
山形県	山形市		
福島県	福島市	上限2,000円	
福島県	郡山市		平成20年4月
福島県	いわき市	1kmあたり37円	
栃木県	宇都宮市		平成20年10月
群馬県	前橋市		平成9年7月
群馬県	高崎市		平成12年4月
埼玉県	川越市	自宅～役所の距離に応じて0～320円の範囲内で支給	
埼玉県	川口市	5,000円	
埼玉県	越谷市		平成22年7月
千葉県	船橋市		平成11年4月
千葉県	柏市		
東京都	八王子市		
神奈川県	横須賀市		昭和21年12月
富山県	富山市		平成28年12月
石川県	金沢市	4,000円	
福井県	福井市		平成23年5月
山梨県	甲府市		平成11年4月
長野県	長野市	1km当たり37円	
岐阜県	岐阜市		平成23年4月
愛知県	豊橋市		
愛知県	岡崎市		
愛知県	豊田市	90～2,050円	
滋賀県	大津市	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地から招集地までの距離が路程2km以上10km未満は，費用弁償（1回につき）500円，路程10km以上15km未満は1,000円，路程15km以上20km未満は1,500円，路程20km以上は2,000円。 ・路程20km以上の場合，大津市職員等の旅費に関する条例により計算した額が，2,000円を超えるときは同条例により計算した額。 	
大阪府	豊中市		
大阪府	高槻市		平成16年3月
大阪府	枚方市		
大阪府	八尾市		平成13年4月
大阪府	寝屋川市		平成14年4月
大阪府	東大阪市		昭和52年3月

兵庫県	姫路市	陸路：37円/km（1km未満切り捨て） 水路：船賃の実費	
兵庫県	尼崎市		平成19年7月
兵庫県	明石市		
兵庫県	西宮市		平成21年1月
奈良県	奈良市		平成18年4月
和歌山県	和歌山市		平成27年4月
鳥取県	鳥取市		昭和46年1月
島根県	松江市	議員の住居から招集場所までの距離の区分に応じ定める額 片道5km未満1日につき1,000円 片道5km以上15km未満1日につき2,000円 片道15km以上1日につき3,000円	
岡山県	倉敷市	3,000（5km以上） 2,500（5km未満）	
広島県	福山市	5km未満1,000円 5km以上10キロ未満2,000円 10km以上4,000円	
山口県	下関市	※37円×自宅からの往復距離（1km切り捨て）	
香川県	高松市	3,000円	
愛媛県	松山市	各議員の住居と議場との間の交通機関運賃相当額	
高知県	高知市	4km未満…4,000円 4km以上…4,500円	平成17年4月 凍結
福岡県	久留米市		平成29年4月
長崎県	長崎市		平成17年1月
長崎県	佐世保市	住居から本会議等の開催場所までの片道の路程の区分に応じ、各号に定める額 （1）2km未満 日額3,000円 （2）2km以上5km未満 日額3,500円 （3）5km以上10km未満 日額4,000円 （4）10km以上15km未満 日額4,500円 （5）15km以上 日額5,000円 ※公用車を使用した議長等の費用弁償の額は、日額3,000円	
大分県	大分市	3,000円	
宮崎県	宮崎市	10km未満3,000円 10km以上5,000円	
鹿児島県	鹿児島市	3,000円	
沖縄県	那覇市		平成22年4月
広島県	呉市	2,000円	

②20～30万未満都市（中核市を含む）

市 名		費用弁償	
		日額	廃止年月日
北海道	函館市	交通費の実費相当額	
青森県	青森市		平成29年4月
青森県	八戸市		平成29年1月
岩手県	盛岡市	住居から本庁舎までの距離に応じ、300～4,000円（2km未満は支給なし）	
山形県	山形市		
福島県	福島市	上限2,000円	
茨城県	水戸市		
茨城県	つくば市	2,000円	
群馬県	太田市		
群馬県	伊勢崎市		
埼玉県	草加市		平成24年4月
埼玉県	春日部市		平成22年4月
埼玉県	上尾市	2,000円	
千葉県	市原市		平成24年6月
東京都	豊島区		平成29年5月
東京都	目黒区	2,000円	
東京都	墨田区		平成25年4月
東京都	港区	2,000円	
東京都	渋谷区	2,000円	
東京都	文京区	3,000円 ※公用車使用の場合は1,000円	
東京都	荒川区		平成19年4月
東京都	府中市		昭和30年7月
東京都	調布市		
東京都	西東京市		
神奈川県	平塚市	最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費	
神奈川県	茅ヶ崎市		
神奈川県	厚木市		
神奈川県	大和市		県内：平成13年度 県外：平成17年度
新潟県	長岡市	住居から参集場所までの片道距離に、1kmにつき20円を乗じて得た額。（ただし、2km未満は支給しない。）	
福井県	福井市		平成23年5月
長野県	松本市	実費	
静岡県	富士市		平成21年4月
三重県	津市	住居から参集場所までの往復に要する距離1kmにつき37円	
大阪府	茨木市		
大阪府	八尾市		平成13年4月
大阪府	寝屋川市		平成14年4月
兵庫県	明石市		
兵庫県	加古川市		
兵庫県	宝塚市		平成16年4月
兵庫県	伊丹市	市職員と同額	

島根県	松江市	議員の住居から招集場所までの距離の区分に応じ定める額 片道5km未満1日につき1,000円 片道5km以上15km未満1日につき2,000円 片道15km以上1日につき3,000円	
山口県	下関市	※37円×自宅からの往復距離(1km切り捨て)	
徳島県	徳島市		
佐賀県	佐賀市		平成16年4月
長崎県	佐世保市	住居から本会議等の開催場所までの片道の路程の区分に応じ、各号に定める額 (1) 2km未満 日額 3,000円 (2) 2km以上5km未満 日額 3,500円 (3) 5km以上10km未満 日額 4,000円 (4) 10km以上15km未満 日額 4,500円 (5) 15km以上 日額 5,000円 ※公用車を使用した議長等の費用弁償の額は、日額3,000円	
広島県	呉市	2,000円	

③県内市

市 名		費用弁償	
		日額	廃止年月日
広島県	広島市	議員の住居から議事堂までの直線距離の区分に応じた額 8 km以内 : 5,000円 8 km超 : 8,000円	
広島県	尾道市	公共交通機関・有料道路料金等の実費 交通費支給(ガソリン代は37円/km)	
広島県	福山市	5km未満1,000円 5km以上10km未満2,000円 10km以上4,000円	
広島県	三原市	実費弁償のみ(片道2km以上)	
広島県	三次市	37円/km	
広島県	府中市		
広島県	庄原市	37円/km × 往復距離数	
広島県	大竹市		
広島県	竹原市		平成10年12月
広島県	東広島市	職員の旅費に関する規則に基づき、市内区域内の移動における車賃を支給。	
広島県	廿日市市	37円/km	
広島県	安芸高田市	37円/km	
広島県	江田島市	居住地からの往復距離 × 38円	
広島県	呉市	2,000円	